

他の行政機関・公共的機関

予め電話などで確認してください。

軽自動車をお持ちの方

自動車検査証（車検証）
の住所変更の届出

軽自動車検査協会大阪主管事務所
（050-3816-1840）
住之江区南港東 3-4-62

普通自動車をお持ちの方

自動車検査証（車検証）
の住所変更の届出

なにわ自動車検査登録事務所
（050-5540-2059）
※ コールセンターにつながります
住之江区南港東 3-1-14

パスポートをお持ちの方
（パスポートセンター）

住所変更は必要ありません

パスポートセンター【直通】（6944-6626）

※ 本籍地が変わると、変更の届け出が必要になる場合があります。

電気（関西電力）

電気の使用開始・中止
（ハガキを投函）

関西電力営業所
0800-777-8810

水道

水道の使用開始・中止
（電話で申し込み）

水道局お客様センター
（6458-1132）

ガス（大阪ガス）

ガスの使用開始・中止

大阪ガスお客さまセンター
（0120-0-94817）

電話をお持ちの方

電話の移転

ご加入の事業者にご確認ください

郵便局

転居の届出
（ハガキを投函）

最寄の郵便局におたずねください

金融機関・郵便局
（通帳・簡易保険等をお持ちの方）

通帳・簡易保険等の住所
変更の申出

どこの支店・郵便局でも可能

令和7年4月1日現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変わる場合がありますので、ご承知おきます。 作成：福島区役所

主な手続き窓口のご案内

他区への転出・他区から転入・区内で転居した場合

お気軽に職員に声をおかけください。

福島区役所・福島区保健福祉センター
（代表電話） 電話 06-6464-9986

転入・転居届

1階 12番窓口
窓口サービス課（住民登録）
（6464-9963）

※ 住み始めてから14日以内に届け出してください。

※ 個人番号カード、住基カードをお持ちの方は、住所異動届出の際に申し出てください。

※ 小中学生のお子さんがある方は、就学通知書をお受け取りください。

福島区から大阪市内他区へ住所異動された方は、直接お住いになった区の区役所で転入届を提出して下さい。（福島区役所での届出は必要ありません）

その他の手続き窓口について

※ 手続きの方法や期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

印鑑登録をしている方

住所が自動的に変更されますので
そのまま使えます。

◎ 介護保険のこと

介護保険証をお持ちの方

2階 22番窓口
保健福祉課（介護保険・高齢者福祉）
（6464-9859）

◎ 保険・年金のこと

国民健康保険に
加入している方

加入の届出

1階 17番窓口
窓口サービス課（保険年金・保険）
（6464-9956）

後期高齢者医療に加入して
いる方

国民年金（第1号）に
加入している方

住所異動届以外の手続きは不要です。

※ 第3号・厚生年金・共済組合加入の方は、お勤めの会社に届出をしてください。

国民年金を受給している方

厚生年金を受給している方

住所異動届以外の手続きは不要です。

◎ 保健・福祉のこと

● 高齢の方

高齢者在宅福祉サービスを受けている方（緊急通報システムなど）

住所変更の届出

2階 22番窓口

保健福祉課（介護保険・高齢者福祉）
（6464-9859）

● 障がい・指定難病等のある方

障がい者医療証をお持ちの方

医療証の住所変更（区内転居）
医療証の申請（区間転入）

心身障がい者扶養共済年金に加入している方

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

障がい福祉サービス受給者証・障がい児通所受給証・移動支援受給者証をお持ちの方

自立支援医療受給者証をお持ちの方

特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方

重度障がい者在宅生活応援制度を利用している方

指定難病・特定疾患医療受給者証をお持ちの方

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

2階 21番窓口

保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉）
（6464-9857）

公害手帳をお持ちの方

被爆者手帳をお持ちの方

肝炎受給者証をお持ちの方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

2階 24番窓口

保健福祉課（健康推進）
（6464-9882）

● お子さんのいる方

こども医療証をお持ちの方

ひとり親家庭医療証をお持ちの方

児童手当を受けている方

特別児童扶養手当を受けている方

児童扶養手当を受けている方

保育所へ入所している方、入所・転所を希望する方

医療証の住所変更（区内転居）
医療証の申請（区間転入）

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

住所変更の届出
（区間転入・区内転居）

保育所入所・転所の相談・申請

2階 21番窓口

保健福祉課（地域福祉・障がい者福祉）
（6464-9857）

2階 20番窓口

保健福祉課（子育て教育）
（6464-9860）

◎ 税金のこと

排気量125cc以下のバイクをお持ちの方

軽自動車税の住所変更の届出

住民税（市・府民税）を納めている方

住所変更は特に必要ありません（自動的に変更されます）

福島区内に土地・家屋を所有している方

住所変更は特に必要ありません（自動的に変更されます）

弁天町市税事務所

港区弁天1-2-2-100 大阪ベイタワーイースト1階

軽自動車税担当 4395-2954

個人市民税担当 4395-2953

固定資産税担当

土地 4395-2957

家屋 4395-2958

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市町村の固定資産税担当課に住所変更の届け出をしてください。

◎ その他暮らしのこと

犬を飼っている方

登録変更の届出（区内転入・区内転居）

マイクロチップ情報を指定登録機関に登録している方は、当該サイトで手続きを行ってください（区役所で手続き不要です）

2階 24番窓口

保健福祉課（健康推進）
（6464-9973）

他の行政機関・公共的機関

予め電話などで確認してください。

福島区内に土地・家屋を所有している方

土地・家屋の登記名義人住所変更の届出

大阪法務局北出張所

（6363-1981）
北区西天満1-11-4

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は、所轄の法務局（出張所）で手続きをしてください。

運転免許証をお持ちの方

住所変更の届出

福島警察署

（6465-1234）
福島区吉野3-17-19

126cc～250ccのバイクをお持ちの方

軽自動車届出済証の住所変更の届出

なにわ自動車検査登録事務所
（050-5540-2059）

※コールセンターにつながります
住之江区南港東3-1-14

250ccを超えるバイクをお持ちの方

自動車検査証（車検証）の住所変更の届出